

No.	件名・内容	回答
1	<p>「上尾市立学校教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」に罰則規定を付記する</p> <p>(内容)</p> <p>現行の「上尾市立学校教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」には、罰則規定がありません。いくら「時間外在校時間(=実質的な時間外勤務時間)」の上限を定めたとしても、労基法に違反していることは明白でありながら、同規則に罰則規定が無いことから、各学校の校長も教育委員会も何らの責任を負うわけではありません。</p> <p>したがって、同規則を実効性のある規則にするために、罰則規定を付記する必要があります。</p> <p>このまま、現状を放置しておけば、労基法違反の状態が恒常化することは目に見えています。</p> <p>具体的な罰則としては、口頭又は文書注意等が想定されますが、形として残る罰則規定でないという意味がありません。</p> <p>同規則に罰則規定を設けることについて、現場の教職員からは反対意見は出ないと考えられます。むしろ反対をするとしたら、今まで教育職員の実質的時間外労働に依拠してきた校長と教育委員会でしょう。</p> <p>一日も早く同規則に罰則規定を設けることを政策提言いたします。</p> <p>【受付No.】6-2013 【受付日】令和6年7月17日</p>	<p>罰則(刑罰)につきましては、条例でなければ設けることができないこととなっております。(地方自治法第14条第3項)</p> <p>また、秩序罰としての「過料」も、条例又は市長の定める規則でなければ設けることができないこととなっております。(地方自治法第14条第3項、第15条第2項)</p> <p>上尾市立学校教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則は「教育委員会が定める規則」となります。教育委員会が定める規則につきましては、罰則も過料も設けられる旨は明記されておられません。(地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条)</p> <p>以上の前提を踏まえ、提言いただいた内容につきましては、対応いたしかねますが、ご意見として承りました。</p> <p>(担当) 広報広聴課(電話)048-775-4918 学務課(電話)048-775-9604</p>
2	<p>「上尾市立学校教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」を実効性のある規則にするために、同規則の条文に後述の文言(案)を加える</p> <p>(内容)</p> <p>「上尾市立学校教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」を実効性のある規則にするために、以下の文言(案)を加えるのはいかがでしょうか。</p> <p>【案】 (規則遵守の確認と指導)</p>	<p>ご提言頂いたペナルティを課すことについてですが、本管理規則にペナルティがないことにより、本管理規則の実効性が損なわれているとは考えておりません。現に教育委員会や校長は、本管理規則に則り、教育職員の日々の在校等時間を把握するなど、教育職員の業務量の適切な管理を行っており、本管理規則は有効に機能していると考えております。</p> <p>今後も引き続き、業務のさらなる効率化やICT機器の積極的活用などにより、学校教育職員の業務量の</p>

<p>第4条 上尾市教育委員会は、毎年度、市内小中学校に対し、本規則が遵守されているか否かの確認をおこなうものとする。</p> <p>2 第1項における確認の結果、本規則が遵守されていないことが明らかな学校に対しては、その原因と対策を文書で提出することを求め、必要に応じて指導をするものとする。</p> <p>【受付 No.】 6 - 2 0 2 2</p> <p>【受付日】 令和6年9月2日</p>	<p>適切な管理に努めてまいります。</p> <p>(担当)</p> <p>学務課 (電話) 048-775-9604</p>
---	---